

浜田市告示第 74 号

浜田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する 告示

浜田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成 20 年浜田市告示第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「第 6 条第 6 項」を「第 6 条第 1 項又は第 2 項」に改め、「児童」の次に「(20 歳に満たない者をいう。以下同じ。)」を加え、同条第 1 号を次のように改める。

- (1) 母子・父子自立支援プログラム（母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムをいう。以下同じ。）の策定に係る支援を受けている者であること。

第 4 条第 1 号中「(前条第 1 号又は第 2 号に規定する講座を受講する者に限る。)」を「であって、前条第 1 号又は第 2 号に規定する講座を受講するもの」に改め、「次号」の次に「及び第 3 号」を加え、同条第 2 号中「(前条第 3 号に規定する講座を受講する者に限る。)」を「であって、前条第 3 号に規定する講座を受講するもの（次号に掲げる者を除く。）」に改め、同条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 対象講座の受講を開始する日において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない者であって、前条第 3 号に規定する講座を修了した日の翌日から起算して 1 年以内に当該講座に係る資格を取得し、及び就職等したもの（当該講座を修了した時点で就職等している者を含む。）当該支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の額に 100 分の 85 を乗じて得た額（その額が修学年数に 60 万円を乗じて得た額を超えるときは修学年数に 60 万円を乗じて得た額（240 万円を上限とする。）とし、1 万 2,000 円を超えないときは訓練給付金の支給は行わないものとする。）

第 6 条第 2 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 母子・父子自立支援プログラムの写しその他の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第 8 条第 1 項中「様式第 4 号」の次に「。以下「支給申請書」という。」を加え、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 母子・父子自立支援プログラムの写しその他の自立に向けた支援を受

けていることを証する書類

第 8 条第 1 項第 7 号中「証明する」を「証する」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の申請は、一般教育訓練給付金の支給に係るものにあつては指定講座の修了の日から、一般教育訓練給付金以外の給付金の支給に係るものにあつては当該一般教育訓練給付金以外の給付金の支給の額が確定した日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

第 8 条第 3 項中「第 1 項」の次に「及び第 3 項」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

- 3 第 4 条第 1 項第 2 号の規定による訓練給付金の支給を受けようとする支給申請者は、支給単位期間（雇用保険法施行規則第 101 条の 2 の 12 第 4 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの訓練給付金の支給について、第 1 項の規定により支給申請書を市長に提出することができる。この場合において、受講証明書（同規則第 101 条の 2 の 4 第 3 号に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）をもって、第 1 項第 5 号に掲げる書類の提出に代えることができる。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、前項の申請は、支給単位期間の末日の翌日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条の見出しを「(支給決定等)」に改め、同条中「市長は、」の次に「第 8 条第 1 項若しくは第 3 項又は」を加え、「様式第 5 号」を「様式第 6 号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、第 8 条第 3 項の申請による支給単位期間ごとの訓練給付金の支給については、当該支給単位期間ごとに支給を決定することができる。この場合において、市長は、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対して受講証明書の発行が可能であることを確認する等、関係機関と連絡調整を行うものとする。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(追加支給申請)

第 9 条 前条の申請により第 4 条第 1 項第 2 号の規定による訓練給付金の支給の決定を受け、及び支給を受けた者であつて、対象講座を修了した日の翌日から起算して 1 年以内に当該講座に係る資格を取得し、及び就職等し

たことにより同項第 3 号に該当することとなったものは、同号に規定する訓練給付金の額と既に支給を受けた額との差額に相当する訓練給付金の支給を受けようとするときは、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（様式第 5 号。以下「支給申請書（追加支給用）」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 支給申請書（追加支給用）を提出する者（以下「追加支給申請者」という。）及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本
- (2) 追加支給申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 母子・父子自立支援プログラムの写しその他の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (4) 教育訓練施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて追加支給申請者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (5) 教育訓練施設の長が追加支給申請者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- (6) 専門実践教育訓練給付金の額を証する書類（当該教育訓練給付金が支給されている場合に限る。）
- (7) 追加支給申請者が資格を取得したことを証する書類

2 前項の申請は、追加支給申請者が対象講座（第 3 条第 3 号に規定するものに限る。）を修了し、当該講座に係る資格を取得し、かつ、当該講座を修了した日の翌日から起算して 1 年以内に就職等した日から 30 日以内になければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

3 第 6 条第 3 項の規定は、第 1 項の申請をする場合について準用する。
様式第 1 号中

「
氏名
を
氏名
（署名又は記名押印）
に
」

改め、「なお、この申請に係る内容の審査に際して、市長が私の世帯及び課税の状況等を調査することに同意します。」及び

「

申請者と 生計を一	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)	を
--------------	------	------	---------------	---

」

にする子の氏名等	個人番号		
	住所（別居の場合）		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当する・しない		
児童扶養手当の支給状況	児童扶養手当の支給がある・ない 証書番号 全部支給・一部支給・全部停止		

削る。
様式第4号中「なお、この申請に係る内容の審査に際して、市長が私の世帯及び課税の状況等を調査することに同意します。」を削り、

教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日 年 月 日)
---------	-------------------------------

教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日 年 月 日)
うち支給単位期間	年 月 日～ 年 月 日 (初日) (末日) ※ 支給単位期間ごとに支給を受ける場合は申請する単位期間を記載してください。

申請者と生計を一緒にする子の氏名等	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
	住所（別居の場合）		

	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない
児 童 扶 養 手 当 の 支 給 状 況	児童扶養手当の支給が ある ・ ない 証書番号 全部支給・一部支給・全部停止

「	
備 考	
」	

改める。

様式第 5 号中「第 9 条」を「第 10 条」に改め、同様式を様式第 6 号とし、様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、改正後の浜田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱（以下「新告示」という。）の規定は、令和 6 年 8 月 30 日から適用する。

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
(個人番号 :)
電話番号

母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、浜田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

教育訓練施設の名称			
指 定 講 座 の 名 称			
教 育 訓 練 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日 年 月 日)		
教育訓練に係る費用	(1) 入学料 円 (2) 授業料 円 合計 円		
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
自立支援教育訓練給付金の受給額	円		
資格取得年月日・取得資格名称	年 月 日	取得資格名称	
就職等年月日・就職先名称	年 月 日	就職先名称	
事業主の証明 ※ 事業主の方がご記入ください。	就業先住所		就業先電話番号
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する。 年 月 日		

	事業主氏名 (法人の場合は名称・代表者氏名)
備 考	

※ 事業主の証明については、就業等した日及び事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就業等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。

☐ 公金受取口座への振込みを希望します。 ※マイナポータルより公金受取口座の登録が必要となります。 ※口座情報の記入は不要です。							
☐ 下記の口座への振込みを希望します。							
口 座 情 報	金融機関名						
	同 店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店					
	預 金 種 目	1 普通	2 当座	3 その他(	)		
	口 座 番 号						
	口座名義人	フリガナ					